

ID: 71

担当部署: 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町仁井田地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項ただし書(第5条第2項及び指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成6年条例第3号		
<b>【基準】</b>	<p>第6条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第6条 コミュニティセンターの利用については、原則として規制を行わない。ただし、コミュニティ活動以外の目的に利用する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により利用の許可をする場合において、条件を付することができる。</p>		
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日